

令和3年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：公益社団法人宮崎県農業振興公社

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	農業承継コーディネーター設置業務	県内の農業経営資源の承継推進に係るコーディネーター設置に係る業務委託	9,940,000 (うち実績額 7,468,000円)	第167条の2第1項 第2号	公益社団法人宮崎県農業振興公社は、就農希望者に関する情報・ノウハウを有し、農地集積バンクとしての農地中間管理機構の役割を担っているため、本委託業務の目的を達成することができる組織である。また、本委託業務を行える者が他に存在しないため。	農政水産部 農業担い手対策課
2	農業生産法人就職・早期離職防止支援事業業務委託	農業人材コーディネーターの配置・運営業務(北諸県・西諸県地域、児湯地域、東臼杵・西臼杵地域)	10,757,000	第167条の2第1項 第2号	公益社団法人宮崎県農業振興公社は、県と連携して宮崎県新規就農相談センターの総合窓口や農地集積バンクとしての農地中間管理機構の役割を担ってきた実績があり、本事業の目的を達成する上で必要不可欠なノウハウ等を有しており、かつ当該契約に係る役務の提供を行える者が他に存在しないため。	農政水産部 農業担い手対策課
3	農業人材ベストミックス支援事業業務委託	農業人材コーディネーターの配置・運営業務(中部・南那珂地域)	3,219,000	第167条の2第1項 第2号	公益社団法人宮崎県農業振興公社は、県と連携して宮崎県新規就農相談センターの総合窓口や農地集積バンクとしての農地中間管理機構の役割を担ってきた実績があり、本事業の目的を達成する上で必要不可欠なノウハウ等を有しており、かつ当該契約に係る役務の提供を行える者が他に存在しないため。	農政水産部 農業担い手対策課
4	地域食資源高付加価値化推進事業(6次産業化都道府県サポート事業)	本県の6次産業化推進に係る農林漁業者等へのサポート活動に関する業務委託	10,261,000	第167条の2第1項 第2号	公益社団法人宮崎県農業振興公社は、6次産業化等の取組を支援する課や農業分野に精通したスタッフ等による本県6次産業化を支援する専門機関である。相談内容に応じた専門家派遣から各普及センターや市町村等の担当者と連携したフォローアップまで手厚い支援体制を有しており、当該契約に係る役務の提供を行える者が他に存在しないため。	農政水産部 農業流通ブランド課
5	地域食資源高付加価値化推進事業(地域食農連携プロジェクト推進事業)	本県における地域食農連携プロジェクトの推進にかかる地域食農連携プロジェクトプラットフォームの運営に関する業務委託	4,657,000	第167条の2第1項 第2号	公益社団法人宮崎県農業振興公社は、6次産業化や農工商連携の取組支援に対応できる体制を備えている。また支援に係る関係機関や県内外の有識者とのネットワークを有し、かつ、当該業務において役務の提供を行える者が他に存在しないため。	農政水産部 農業流通ブランド課
6	地域食資源高付加価値化推進事業(6次産業化の推進体制整備事業)	本県の6次産業化推進にかかる人材育成研修会・マッチング交流会の開催に関する業務委託	2,168,000	第167条の2第1項 第2号	公益社団法人宮崎県農業振興公社は、6次産業化等の取組を支援する課や農業分野に精通したスタッフ等による本県6次産業化を支援する専門機関である。当事業の研修実施にあたり必要な県内外の様々な講師陣や加工・販売業者等とのネットワークや運営におけるノウハウを有しており、当該契約に係る役務の提供を行える者が他に存在しないため。	農政水産部 農業流通ブランド課